

東京都市計画地区計画の決定（新宿区決定）
 都市計画北新宿地区地区計画を次のように決定する。

名	称	北新宿地区地区計画
位	置※	新宿区北新宿一丁目、北新宿二丁目及び西新宿八丁目各地内
面	積※	約4.9 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、新宿副都心計画区域内であり、区域内の超高層業務街と、区域外に隣接する住宅地との間に位置する。地区内を放射第6号線（税務署通り）が通り、南側は放射第24号線（青梅街道）に接している。</p> <p>これを踏まえ、東京圏における環状メガロポリス構造の構築に寄与するため、新宿副都心の機能強化を図りながら、商業・業務機能と住宅が調和した土地利用を促進するとともに、災害に強い良好な市街地等の整備を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>市街地再開発事業を活用し、街区単位での土地の健全かつ合理的な高度利用を図るとともに、住宅と業務、商業を適正に配置して、調和のとれたまちづくりを行う。</p> <p>また、区画道路や公園、広場、歩道状空地の整備を図り、防災面に配慮した良好な都市環境づくりを行う。併せて、街区ごとに計画的な土地の有効利用を促進し、業務、商業機能と調和のとれた良質な住宅を供給するとともにオープンスペースを確保する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>防災性を高め、安全で快適なまちにするために、以下の地区施設を整備する。</p> <p>(1) 通過交通を排除しつつ、地区内へのサービス・緊急車両動線を確保するため、区画道路を整備する。</p> <p>(2) ゆとりある歩行者空間を確保するため、街区の外周に歩道状空地を整備する。</p> <p>(3) 地区活動の拠点、災害時の一時避難場所を確保するため、地区内に約700㎡以上の広場とともに、できる限り公開できる空地を整備する。</p> <p>(4) 地区内及び近隣住民の利便の向上のため、地域の人々が集える街区公園を整備する。</p> <p>(5) 街区公園や広場、空地等が一体となった緑のネットワークを形成するとともに、放射第6号線による地区内の分断を解消するため、歩行者の動線を確保する施設を整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>都市の良好な住居及び業務の環境を保持し、魅力ある都市環境を創出するため、建築物の用途を制限するとともに、地区のデザインに配慮した建築物の配置、形態及び意匠とする。</p> <p>また、人口の定住化を促進するため、住宅の確保に努める。</p>
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>計画単位ごとに必要な駐車場の整備を行い、周辺の交通に影響を与えないよう配慮する。</p> <p>みどり豊かな空間を創出するため、緑化に努める。また、雨水の流出抑制に努める。</p>

() は、地区外幅員を含む。

地区 区 整 備 計	位 置	新宿区北新宿一丁目、北新宿二丁目及び西新宿八丁目各地内				
	面 積	約 4.9 ha				
	道 路	種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考
		道 路	区画道路 1 号	6 m [12 m]	約 145 m	拡 幅
			区画道路 2 号※	8 m	約 395 m	新設・拡幅
			区画道路 3 号※	8 m	約 45 m	新 設
	区画道路 4 号		6 m	約 160 m	新 設	
	公 園	名 称	面 積		備 考	
		街区公園	約 500 m ²		新 設	
	広 場	名 称	面 積		備 考	
広場 1 号		約 700m ²		新 設		
その他の公共空地	地区内及び地区周辺の都市計画道路及び区画道路に沿って、歩道状空地を確保する。なお、舗装などを行う場合は地区内のデザインに配慮した材料を使用する。					
画	建築物の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第 2 条第 1 項の各号の一又は同条第 6 項の各号の一に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。				
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくは、これに代わる柱または門若しくは塀から、地区施設として整備する区画道路、地区内及び地区周辺の都市計画道路の道路境界線までの距離は以下のとおりとする。</p> <p>都市計画道路（放射第 6 号線北側） ----- 2 m 以上 都市計画道路（放射第 6 号線南側） ----- 5 m 以上 都市計画道路（放射第 24 号線） ----- 5 m 以上 区画道路 1 号 ----- 5 m 以上 区画道路 2 号 ----- 2 m 以上 区画道路 3 号 ----- 2 m 以上 区画道路 4 号 ----- 2 m 以上</p>				

		ただし、地下駐車場等の用に供する車路、公園及びペDESTリアンデッキの部分を除く。
	建築物の形態又は 意匠の制限	建築物の色彩、形態、材料については、地区全体及び周辺の環境に調和したものとする。

「計画区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

※は知事同意事項

理 由 : 都市計画道路放射第6号線等の都市基盤施設を整備促進するとともに、土地の有効利用を図る。併せて、防災性に優れた副都心に相応しい良好な複合市街地を形成するため、地区計画を定める。